

参与

[illegible]

申請理由につきまして、〇〇さん所有の田が〇〇さんの家のすぐ近くにあり、このあと強化
法所有権移転でご説明する畑の売買と引き換えに贈与するものです。

参与

５ページの７番をご覧ください。農地の所在は、南外〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇平方メートル、外、田６筆、畑１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。売買による所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７９歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５０歳です。

申請理由につきましては、譲受人の〇〇さんは、現在、家庭菜園で栽培した露地野菜を地元スーパーマーケットの直売所に出荷しています。畑の規模拡大を目指し〇〇〇〇に土地を求めましたが適当な農地が見つからず、不動産会社が仲介する山林原野を含む申請農地を見つけ、これを買って受けて新規に農業を始めたいと希望したものです。最初は小さい面積から栽培を始め、徐々に規模拡大していきたいという意向でした。

大仙市外に居住する方の新規就農案件でしたので、南外地域の農業委員及び推進委員を招集しご協議いただきました。委員の意見を集約しますと当該農地は地理的（動物の食害）にも地形的（大雨時の鉄砲水）にもおよそ耕作に適した農地とは言い難いとの結論でした。このことを後日説明しましたが、本人の意志は固く、就農に向けた意欲が衰えることもなかったため、やむを得ず申請を受け付けたものです。売買価格は〇〇〇〇さんが持つ山林原野を含んだ一帯〇〇〇〇〇平方メートルを総額〇〇〇〇〇円で買い受けることから、割り返しまして田・畑分〇〇〇〇〇平方メートル分で〇〇〇〇〇〇〇〇円、10アール当たり約〇〇〇〇円となります。

参与

[illegible]

申請理由といたしまして、譲受人は相続により申請農地を取得しましたが、自らは耕作出来ないことから、これまで当該農地を耕作してもらっている〇〇〇〇さんに贈与するものです。当該農地は山間部にあり耕作条件が悪いことから、現在は農作物の作付はなく農地の保全管理のみ行われています。譲渡人としては売買も検討しましたが、前述したような農地の状況を鑑みて無償贈与となりました。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました4件の外に、無償所有権移転3件、賃貸借権設定の新規1件、使用貸借権設定の更新3件がございます。

11ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
------	---

令和6年5月10日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与	１２ページの１番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の１、２ページになります。 農地の所在は、松倉〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。使用貸借の案件です。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん。借受人は、同住所の〇〇〇〇〇〇さんです。
-----	---

申請理由につきまして、借受人のいぶりがっこ事業の拡大を図るため居住地から近い申請地に焼く小屋の建築を計画したものです。設定期間は３０年です。許可基準における立地基準につきまして、申請地は農業振興地域内の農地で用途区分を農業用施設用地に変更済みであり立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

[illegible]

申請理由につきまして、借受人は現在アパートに住んでいますが、子どもの成長により手狭になったこと、また、所有者である貸付人から申し出があったことから住宅の建築を計画したものであります。設定期間は30年です。許可基準における立地基準につきまして、申請地に接道している市道には水道管及び下水道管が埋設されていること、申請地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設が存することから第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参　与　　　　続きまして３番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の５、６ページになります。農地の所在は、神宮寺○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

申請理由につきまして、譲受人は自動車販売業を営んでおりますが、車両置場が手狭になったことから当該農地に駐車場の造成を計画したことになります。譲渡人にとっても住宅区域の未整理地の水田で、以前から当該農地の処分を考えており贈与で話がまとまったものになります。農地転用の許可基準における立地基準につきましては、宅地化が進んでいる大仙市役所神岡支所の南西側にあり、支所から概ね300メートル以内に位置しており、第3種農地に分類されることから要件を満たしているものと判断しました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参　与

１３ページの４番をご説明します。位置図、配置図につきましては、資料７ページ、８ページをご覧ください。転用する農地は、長野○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル１筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外１名です。譲受人の○○さ

んは、夫婦共同での申請です。申請理由につきましては、譲受人は現在賃貸住宅に夫婦と子で居住しておりますが、子の成長にともない手狭になってきたため、親戚である〇〇さんが所有する申請地を譲り受け、住宅の新築を計画したものです。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は、宅地化が進んでおり、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道にある他、概ね500メートル以内に2つの教育施設と2つの医療施設があり、第3種農地に区分されることから許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願いします。

佐藤敏光委員 15番、佐藤です。4月30日に現地確認して参りました。申請地は、住宅と市道に挟まれた畑でございまして、全く問題無いことを確認してきましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 案件2番についてお願いします。

高川吉昭委員 12番、高川です。先程の事務局の説明のとおりでございまして、申請地の隣りは空き家を解体した後の更地となっておりますし、また、逆隣りは排水路となっておりますので、何ら問題のないことを確認して参りました。よろしくお願いいたします。

議 長 案件3番についてお願いします。

桜田友子委員 16番、桜田です。先日事務局と一緒に現地確認してきました。住宅区域内の未整備の水田ですが、周辺に迷惑をかけることは無いと思われます。どうかよろしくお願いいたします。

議 長 案件4番についてお願いします。

玉井慎太郎委員 9番、玉井です。5月2日に現地確認して参りました。事務局の説明のとおり問題の無いことを確認してきましたので、よろしくご審議お願いします。

事務局長 現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集

積計画の決定について意見を求める

令和6年5月10日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第3号、案件5番から63番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

１６ページの５番から６０ページの６３番について、関連がありますので一括で説明いたします。５番をご覧ください。利用権を設定する農地は、大仙市大曲〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇〇平方メートル、外、田９筆、計１０筆、合計面
積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。新規の利用権設定になります。申請理由として、当該農地はこれまで〇〇さんが自ら耕作してきましたが、高齢により農業を続けることが難しくなってきたため、近隣を耕作する法人に相談し貸し付けることになったものです。

続いて、6番からはすべて更新の案件です。利用権を設定する農地は、大仙市川目〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田３８０筆、畑５筆、計３８６筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外７１名です。利用権設定期間の満了に伴う更新です。いずれの案件も利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。期間は全て６年間。賃借料は１０アール当たり〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円で、大きく幅がありますが、賃借料の低いところは不整形で小さいことなど圃場の条件によるものです。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(〇〇委員 入場)

議長

議案第3号、案件64番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

60ページの64番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、大仙市神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田3筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、87歳です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんになります。設定期間は5年、10アール当たりの賃借料は

議長

議長

議長

議長

議長

参与

議長

議長

8

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(〇〇委員 入場)

議案第 3 号、案件 135 番を議題とします。本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第 28 条の規定により○○委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

事務局の説明を求めます。

１０９ページ１３５番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、南外〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。農地中間管理事業による新規の賃貸借の案件です。利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、５６歳です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。設定期間は９年９か月、賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇〇円です。

申請理由といたしまして、利用権を設定する〇〇〇〇さんの父、〇〇さんは秋田県農業公社を通じて令和6年2月より近隣を耕作する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に農地を貸し付けておりますが、その際〇さん名義である当該地を契約に含めるのを失念していたとのことで、今回終期を合わせて契約するものです。

この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(替成者举手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○番、○委員の入場を求めます。

(〇〇委員 入場)

次に、議案第3号、案件1番から4番、67番から134番、136番から160番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

[illegible]

申請理由として、当該農地は今後、圃場整備事業にかかることになっており、整備地区内に農地を所有する〇〇さんは、これを機に農地を集約化したいと考えました。そこで、〇〇さんに相談したところ話がまとまり売買に至ったものです。なお、売買価格が低く設定されておりますが、これは当該農地が不整形であることや農地法第3条でご説明した案件で〇〇さんが所有地を〇〇さんへ贈与することを勘案したものです。また、〇〇さんは以前は認定農業者の資格を持っておりましたが、現在は所有する農地の大半を自らが役員を務める農地所有適格法人

参与

参与

参与

参与

事務局長

議長

(なしの声)

議長

(替成者举手)

議長

議長

事務局長

令和6年5月10日 提出

議長

参与

事務局長

11

議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。
事務局長	報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する 令和6年5月10日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	議案書の別冊ナンバー2、1ページから4ページをご覧ください。記載の32の法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。詳細につきましては、5ページから116ページをご覧ください。 結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。法人報告については以上になります。
議 長	以上報告といたします。
議 長	これで本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。
議 長	委員の方々から何かありませんか。 無いようですので、以上をもちまして、第12回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦勞様でした。 (午前9時51分 閉会)